

本庄市立図書館協議会の運営について【内規】(案)

平成 30 年 8 月 日
図書館協議会決定

第 1 趣旨

本庄市立図書館協議会会議規則（平成 18 年本庄市教育委員会規則第 23 号）第 12 条の規定に基づき、本庄市立図書館協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 傍聴人の定員について

傍聴人の定員は、10 人とする。

第 3 会議録の調製及び会議録等の公開について

(1) 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- ① 会議の名称
- ② 開催の日時及び場所
- ③ 出席者及び欠席者の氏名
- ④ 議題又は次第
- ⑤ 配付資料
- ⑥ 会議の経過（発言者、発言内容及び決定事項等）

(2) 会議録は、会長が署名した日をもって確定するものとする。

(3) 会議録及び会議資料は、公開するものとし、公開は、会議録が確定した日以降に行うものとする。